

第4号議案

平成26年度運動方針決定の件

一 運動方針
昨今、景気は徐々に向上...

平成27年度税制改正に向けての喫緊の課題として、「消費税率10%時における軽減税率導入」「法人税の実効税率の引き下げと課税ベースの拡大」が挙げられる。

本連盟は、このような社会情勢を踏まえて、税理士の社会的・公共的使命を一層自覚しつつ、税理士に対する社会的評価の向上をめ

- 1. 社会の要請する国民の... 2. 憲法の理念に立脚した... 3. 納税者の声が反映され... 4. 租税立憲法手続の透明性... 5. 税務行政における適正... 6. 中小企業のための企業... 7. 税理士の公益的業務への... 8. 社会の変動に対応した... 9. 税理士に対する信頼と... 10. 納税者利便の向上を図る... 11. 観点から更なる税理士制... 12. 税の専門家として、納... 13. 納税者の権利利益を擁... 14. 護する立場から、税務行... 15. 政の改善及び適正手続の... 16. 確立を図る国税通則法の... 17. 目的規定の改正と納税者... 18. 権利憲章を策定するため... 19. の運動を行う。 20. 4. 司法制度に対しては、... 21. 国民のための司法制度構... 22. 築をめざし、税理士の立... 23. 場を踏まえて積極的な役... 24. 割を担うための運動を行... 25. う。 26. 5. 政府における規制・制... 27. 度改革の動向を注視しつ... 28. つ、税理士制度に与える... 29. 影響に適切に対応する。 30. 6. マイナンバー制度の導... 31. 入が申告納税制度に与え... 32. る影響を検討し、適切に... 33. 対応する。 34. 7. 「災害税制に関する基... 35. 本法」を恒久法として整... 36. 備し、税制面でも不測の... 37. 事態に備えて、納税義務... 38. 者に安心感を与え、より... 39. 迅速な被災者支援を可能... 40. とするための税制確立に... 41. 向けた運動を行う。 42. 8. 本連盟の政策実現を図... 43. るための真の代表を国会... 44. 及び地方議会に送るた... 45. め、単位税政連及び国会... 46. 議員等後援会と連携しつ... 47. つ強力な運動を行う。ま... 48. た、新たな国会議員等後... 49. 援会の設立を促進する。 50. 9. 税理士に期待される社... 51. 会的役割を踏まえて、登... 52. 録政治資金監査人制度、... 53. 地方自治体・地方独立行... 54. 政に、次の運動を強力に推... 55. 進する。また、連盟規約の... 56. 更に伴う諸規程の整備を... 57. 図る。 58. 1. 政策委員会 59. 本年度運動方針に基づ... 60. き具体的な政策を企画立案... 61. する。 62. 2. 改正税理士法の施行に... 63. 向けてその動向を注視し... 64. 必要な政策を検討する。 65. 3. 規制・制度改革、構造... 66. 改革と並行して国際化、... 67. 情報化、多様化が急速に... 68. 進む社会の変動を踏まえ... 69. て、本連盟の長期的政策... 70. を検討する。 71. 4. 中小企業団体、消費者... 72. 団体、他工業団体等との... 73. 連携強化策を企画立案す... 74. る。 75. 5. 東京税理士会との連絡... 76. 調整を図る。 77. 二 財務委員会 78. 1. 財政の一層の充実を図... 79. るため、単位税政連及び... 80. 本連盟各委員会と連携... 81. し、単位税政連の会員増... 82. 強を図り、会費の収納に... 83. 努める。 84. 2. 当面の財政収入の確保... 85. に努めることにも、引き... 86. 続き効果的な財政支出を... 87. 図るための諸施策を検討... 88. し、その連絡調整を行う。 89. 3. 東京税理士会及び単位... 90. 税政連との一体的活動を... 91. 図る。 92. 4. 改正税理士法の施行に... 93. 伴う所属税理士の情報を... 94. 収集し、積極的な入会勧... 95. 奨を行う。 96. 三 組織委員会 97. 1. 本連盟の組織を強化す... 98. るため単位税政連の会員... 99. の増強及び活動の充実を... 100. 図る。 101. 2. 改正税理士法の施行に... 102. 伴う所属税理士の情報を... 103. 収集し、積極的な入会勧... 104. 奨を行う。 105. 3. 東京税理士会及び単位... 106. 税政連との一体的活動を... 107. 図るための諸施策を検討... 108. し、その連絡調整を行う。 109. 4. 単位税政連会長・幹事... 110. 会、東京税理士会及び単... 111. 位税政連並びに国会議員等... 112. 後援会との連携を図り、納... 113. 税者及び中小企業とともに... 114. に、次掲げる運動方針を... 115. 強力に推進する。 116. 1. 社会の要請する国民の... 117. ための税理士制度の確立... 118. 2. 憲法の理念に立脚した... 119. 公平な租税制度の確立... 120. 3. 納税者の声が反映され... 121. た税制の確立... 122. 4. 租税立憲法手続の透明性... 123. の確立... 124. 5. 税務行政における適正... 125. 手続の確立... 126. 6. 中小企業のための企業... 127. 法制の確立... 128. 7. 税理士の公益的業務へ... 129. の参画... 130. 8. 社会の変動に対応した... 131. 税政連の組織及び運動の... 132. 確立... 133. 二 重点運動 134. 上記の運動方針に基づ... 135. き、国会及び地方議会関係... 136. 者、日本税理士政治連盟、... 137. 中小企業団体及び消費者団... 138. 体等との連携並びにマスコ... 139. ミ対策を強化し、次の重点... 140. 運動を強力に展開する。 141. 1. 税理士に対する信頼と... 142. 納税者利便の向上を図る... 143. 観点から更なる税理士制... 144. 度の発展を目指して、運... 145. 動を行う。 146. 2. 税の専門家として、納... 147. 税者の声が反映された税... 148. 制改革を実現するための... 149. 運動を行う。 150. 3. 納税者の権利利益を擁... 151. 護する立場から、税務行... 152. 政の改善及び適正手続の... 153. 確立を図る国税通則法の... 154. 目的規定の改正と納税者... 155. 組織を牽引して取り組むこと

第6号議案 平成26年度収支予算承認の件

平成26年度収支予算

平成26年7月1日から平成27年6月30日まで

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Includes sub-sections for (収入の部) and (支出の部).

第5号議案

平成26年度組織活動方針決定の件

平成26年度運動方針に基づき、各機関において事業活動を強化し、社会の要請する国民のための税理士制度の確立並びに規制・制度改革の動向への対応等に組織を牽引して取り組むこと

1. 政策委員会 本年度運動方針に基づき具体的な政策を企画立案する。

2. 改正税理士法の施行に向けてその動向を注視し必要な政策を検討する。

3. 規制・制度改革、構造改革と並行して国際化、情報化、多様化が急速に

4. 単位税政連会長・幹事会、東京税理士会及び単

11. 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実

12. 単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

13. 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

1. 本連盟の組織を強化するため単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減, 摘要. Continuation of the budget table.

事務所と関与先を守る安心の補償

SJ13-30795 (2014年1月8日) / 13-T-09834 (2014年1月作成)

税理士職業賠償責任保険

中途加入のおすすめ

2014年度募集要項

- ◆募集期間 毎月末日(土日祝日に当たる場合はその前日)を締切日とします。ただし、2015年3月31日(火)をもって中途加入の申込みを締め切ります。
◆加入対象者 開業税理士・税理士法人
◆保険の責任期間 保険料払込日の翌月1日午後4時~2015年7月1日午後4時
◆保険料 保険の種類(個人用・法人用)、契約タイプ(1請求支払限度額500万円~3億円)、事務所総人数等によって保険料が異なります。
◆加入手続 払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。

税理士職業賠償責任保険とは

この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士会会員を記名被保険者とする団体契約の賠償責任保険です。

所属税理士会

東京、東京地方、千葉県 関東信越、北海道、東北

引受保険会社

- 東日本幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン (担当)営業開発第二部第二課 TEL.03-3593-6453
●西日本幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 (担当)広域法人部法人第三課 TEL.03-3515-4153

◎この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。